

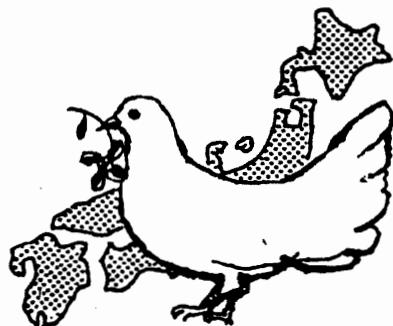
第34回 憲法と平和を考えるつどい

一票の重みをとおして考える



# 「政治改革」と国民主権

小選挙区制、「政界再編」、二大政党論、「マスコミ椿発言」等々の意味するもの



講師 小栗 実 氏

鹿児島大学助教授（憲法学）

## 【資料集】

### 目 次

1 レジメ	P. 1 ~ P. 5
2 「政治改革」法案資料	P. 6 ~ P. 10
3 「政治改革」法案記事	P. 11 ~ P. 16
4 「国民福祉税」記事	P. 17

☆日 時 1994年2月11日(金) 午後1時30分~3時30分  
☆場 所 宮崎市中央公民館 大会議室(浄土江町、宮崎女子高北隣)

共 催 宮崎民主法律家協会、日本科学者会議宮崎支部  
連絡先 宮崎中央法律事務所(☎ 0985-24-8820)

# 「政治改革」と國民主権

— 1票の重みをとおして考える —

1994. 2. 11

鹿児島大学（憲法学） 小栗 実

1、「建国記念の日」と「政治改革」をつなぐものー私たち国民の憲法意識はいまー<sup>1</sup>  
1967年に「祝日」とされた。ちょうど「明治百年」キャンペーンに合わせて。  
なぜ「建国記念の日」は定着してこなかったのか？ と同時に「不承認」も激減したの  
はなぜか。日常の「休日」として「埋没」した「建国記念の日」、そこにある国民意識の  
特徴

⇒今回の「政治改革」四法案の「成立」の事態に共通するものはないか？

「成立」直後の世論調査でも（2月1日朝日）

政治改革について全体としては「問題はあるが、とおってよかった」という感想  
大いに評価する=5%、ある程度評価する=61%、あまり評価しない=21%  
まったく評価しない=4%

「小選挙区・比例代表並立制」について

よい=39%、よくない=23%、答えない=38%

「企業献金の存続」について

よい=25%、よくない=57%、答えない=18%

「この政治改革で日本の政治はよくなるか」

今よりよくなる=23%、それほど変わらない=63%、かえって悪くなる=5%  
おおまかにまとめると、  
(1) 「改革」といっている以上、今より、「すこしはましな方がいい」。しかし、それ

でも、大して日本の政治は変わらないと「達観」。⇒「観客民主主義」という分析も  
(2) 「早く政治改革をなしとげ、景気対策を」の声に現れた「景気回復が遅れては困  
る」「いま解散になつては回復が遅れる」という「経済的利益」への配慮・優先が「政治  
改革」法案を支持させたのではないだろうか。

メディアも「よりまし」論に傾いて、その主張は「二転三転」  
南日本新聞の社説をみてみると

1月16日「大詰めを迎えた政治改革法案審議」⇒国民の率直な感情は、ここは政治改革に  
一応の決着をつけ、追加景気対策や予算編成などの緊急課題に、早急に取り  
組んでもらいたいということだろう、と論評。

21日「『政治改革』は決着を図る時だ」⇒各議員が法案成立を最優先に、自民党の  
3項目提案は「改革を志向する理念があるとはいがたい」と批判。

22日「無責任な『改革』劇に深い失望」⇒参議院での否決をうけて

25日「『両院協成案』めざして全力を」⇒自民党の3項目提案を基本に、提案。  
27日「自民党の『門前払い』は残念」⇒両議院協議会で与党提案の「三項目」を自  
民党が拒否したのをうけて

29日「大骨を抜いて妥協した政治改革」⇒トップ会談での修正をうけて「不成立で  
生ずるであろう政治の混乱を思うと、やむを得なかつた」と論評。

30日「腐敗なき政治へ新しい地平開け」⇒両院での可決・成立をうけて、「内容的  
に不満が残る」といながら。

2、今の時点で、もういちど、そもそもなんのための「政治改革」なのか、を考える。

- ① 佐川・金丸事件にみられる「政治家のカネ」にたいする批判
- ② 世論調査からは「政治とカネ」の是正が一番とてている。
- ③ 選挙制度改革と政治資金規正は「一括」とする議論は正当か。

⇒ロッキード事件からリクルート・共和・東京佐川そして大手建設会社（ゼネコン）事件まで、「政・官・業」の「トライアングル（三角形）」とよばれる「構造汚職」の実態をどのように変えていくかが、最大の政治的課題

### 3、前回の「政治改革」法案の廃案から今までー問われる各政党の政治理念ー

#### (1) 宮沢内閣のすすめた「政治改革」プラン

① 公選法改正案（単純小選挙区制の導入）

② 政治資金規正法改正案

★ 政治資金規制⇒政治資金の「透明度」を高めるための処置（政治資金調達団体は2つ・公開の基準・限度額）しかし企業・団体からの献金は倍にして容認。

③ 政党助成法案

★ 政党に対する公的助成⇒約300億円

政党の自主的活動に対する干渉にならないか。憲法的にいうと結社の自由との関係が問題になる。

④ 選挙区画定委員会設置法案

#### (2) 野党などの対案

① 社会党・公明党⇒小選挙区制・比例代表併用制

⇒「並立制」に簡単に

② 民社党⇒都道府県単位の比例代表制

移行してしまった

③ 共産党⇒中選挙区制での定数の抜本的見直し

④ 「民間政治協調」⇒小選挙区制・比例代表「連用制」

### 4、連立政権提案の「政治改革」法案の内容とその問題点

#### (1) 衆議院への小選挙区・比例代表並立制の導入

総定数を500とし、小選挙区は250人、比例代表は250人、2票制。

⇒修正で、小選挙区は274人、比例代表は226人に変更

小選挙区⇒定数は1、個人に投票

⇒「トップ会談」で小選挙区は300人、比例代表は200人に変更

比例代表=政党について投票（全国単位）⇒11ブロック単位で集計・選出に変更

- # 名簿を届け出ることのできる政党の条件⇒①国會議員5人以上、直近の国政選挙で有効投票の2%以上③30人以上の名簿登載者
- # 供託金（比例代表では600万円）
- # 重複立候補（小選挙区・比例代表にも立候補できる）
- # 惜敗率（比例代表の当選は、順位がおなじ場合、小選挙区の結果で決める）
- # 比例代表では、有効投票の2%以上獲得した政党に議席の配分（阻止条項）

「政治改革」に好意を寄せた人たちの主張に耳を傾けてみたら。

筑紫哲也さんの主張（週刊『金曜日』より）

- ① 今の日本で一番問題なのは投票率の低さ。小選挙区制になれば、自分の選挙区から腐敗議員をださないという有権者の意思が働くのではないか。
- ② これまで私たちの国の政治は何も決められなかった。「政治改革」のけりを付けないことには、何も前に進まない。

#### 小選挙区・比例代表並立制の問題点

- 「重複立候補」「惜敗率」によって、比例代表での優先順位がきまるため、ますます小選挙区が主たる「選挙戦」になって、ここに闇雲があつまり、小選挙区で「独自の戦い」と評される政党は、比例代表でも不利になり「11ブロック単位」に変更されて、いつも不利になった。多様な民意の反映という点で大きな問題点
- 悪名たかい「阻止条項」—ドイツでは5%、これで小政党を排除

- 小選挙区制で「政権交代」が可能になるというけれど。うまくいったおそらく唯一の例がイギリス。そのイギリスでいま問題になっていることは、「第3党」が15%くらいの得票なのに議席をもてない、保守党政権がこのままでつづいて「日本なみの長期安定政権」になる見通し。アメリカでは、現職議員がつよくて、新人が登場しにくくなっている。ニュージーランドは比例代表制に移行することになった。逆の例がイタリアだが。
- 小選挙区制で「金をつかわなくなる」というけれど。いま、とくに自民党（新生党もふくめて）で金をつかっている原因はなにか。
- 政党中央の、しかも大政党に有利な選挙となり、無所属候補、小政党の候補はますます不利になる。（政見放送などができるない）

## (2) 企業献金は温存した政治資金規正法改正案

企業団体献金⇒各企業で政党（例・自民党、国民政治協会）に年間1億円まで。  
5年後に「見直し」を行う。

個人献金⇒年間二千万円まで、パーティ券⇒5万円を越して買ったら公開。  
政治家の政治資金調達団体を1団体にかぎる。⇒トップ会談で「復活」  
一社あたり年間五〇万円まで。年間5万円をこえる時は報告義務がある。  
企業献金の限度額は現在の1・5倍に（会社あたり最高1億5千万円まで）

- 「金権腐敗」の温床たる「力ネと政治」のむすびつきをどうするのか
- 「ヤミ献金」「使途不明金」などを明らかにすることこそ課題
- いろいろな「抜け道」がすでに指摘されている（たとえば、後援会を政党支部に名前だけ変えて、企業献金をうけとる、など）

## (3) 政党助成法案

議員数割+得票数割（前回の総選挙、前回・、前々回の参議院選挙の結果で計算  
総額414億円（国民ひとりあたり335円）

### <修正で、自民党案と同額になる>

総額309億円（国民ひとりあたり250円）

- 公費助成ではたして、政治はきれいになるか。本音は「公費助成は多ければ、多いほどよい。」。社会党・民社党などでは、ほとんどこれまでの収入分を公費からもらうことになる。
- すでに導入されているヨーロッパでは、弊害も指摘され、逆に廃止された国も（イタリア）。
- 日本国憲法に「政党」規定がないことの意味—「思想の自由市場」の理念—  
# 国による会計監査で、政党の「結社の自由」は侵害されないか。  
# 政党助成をもらえない小政党への差別的な取扱にならないか。

### (4) もうひとつわざってはならないのが「選挙運動の自由」の制限

「戸別訪問の禁止」は廃止されることになっていたが、自民党の反対でひきつづき禁止されることになった。（欧米ではあたりまえの選挙運動、日本では1925年の男子普通選挙権の導入にあわせて禁止された）

#### 衆議院選挙の選挙運動期間の短縮

選挙の事前ポスター掲示の禁止（任期満了の半年前か衆議院解散の直後から禁止）

### 5、この「政治改革」法案はなにをもたらすだろうか

- 「腐敗の防止」などより「政界再編」がこの「法案」の目的ではなかったのか？
- \* 人為的に大政党による議席寡占化（場合によっては一党支配）をつくりだす。少数政党が存在しづらくなる。（政党再編のもくろみ）。⇒少数政党、少数意見が国会に反映しなくなる。
  - \* とくに日本では、「保守二大政党化」にむかう（社会党の消滅、共産党のいっそうの孤立）かもしれない。政治学者には「保守とリベラルの二大政党化」と期待する人もいる

けれど、「リベラル」の主体は? ⇔国会の不活性化。政策論点の不明朗化（いまの「連立与党」と自民党のあいだには、基本的な政策的差異はない。）

\* 党の集権的な構造がつよまる（とくに政党助成により、予算の配分権をにぎり、小選挙区の候補者の決定権を事実上につくることになる）

\* 小沢一郎は「政治のリーダーシップ」をこの小選挙区制の導入で実現しようと主張。別のことばでは「多数決による政治」。さて、その中身は？ 今後の日本の「企業社会」の維持・展開にとって妨げとなるようなものをかえりみないでもよい政策の実行（たとえば、コメの開放、大型店舗などの出店規制をなくす、消費税の率のアップなど旧来の「保守地盤」や国民の反対のつよいもの）

## 6. 「政治改革」に関連するそのほかのことがらについてのコメント

### ① 最近のマスコミの論調をどうみるのか

1973年の田中内閣の小選挙区制（今回と制度的にはおなじもの）のときはつよく反対。しかし、今回は第8次選挙制度審議会に論説委員長クラスが参加するなど、「政治改革」を支持。その方向で、報道してきたことはいなめない。最近すこしました「バランス感覚」で「法案批判」がばちばち登場。成立したら、なんだか問題点をいいだした気がしませんか。⇒メディアの「批判力」の喪失はないか。

### ② 小沢一郎の「日本改造計画」に代表される、支配の側の「90年代戦略」は？

アジアにおける日本のプレゼンス（存在）の誇示。日本経済にとっての「生命線」。場合によっては「軍事力」の行使も予想され（自衛隊の海外派兵）、それはおそらく「国連」をうまくつかうことによっておこなわれることになろう（PKO）。最近の天皇の中國訪問、韓国での「戦後補償」問題など、主觀的理由はともかく、おおきな流れのなかでは、アジア重視の対外政策が進行中。もちろん、いまのところは、日米安保を基軸とするアジア外交である（APEC）。

### ③ そうした中で、日本国憲法の将来は？

自衛隊の海外派遣などをめぐっては、社会党も「政権維持のため」として譲歩の姿勢。こんご実質上の憲法改正につながる「平和基本法」構想が今後浮上してくるかもしれない。

## 7. まとめ

—私たちはこれからどうしていけばいいのだろうか（「政治改革」法案が通って元気をすこしなくした自分にいいきかせていることなのですが）—

(1) これからの政治をしっかり監視していこう。

(2) 憲法の国民主権原理にたった「真の政治改革」を提案していこう。

例 (1) 小選挙区制の廃止もとめて

(5) 情報公開法の制定

(2) 民意を反映する議員定数の抜本的見直し (6) 選挙権の拡大（18歳以上

(3) 選挙運動の自由の保障

上の青年、外国人)

(4) 企業献金の禁止

(7) 議会改革

(3) 「少数派」として「建国記念の日」に「こだわる」ことの大きな意味。

## 〔資料〕

前回の小選挙区制問題の時からの動き

- 1993年6月18日 宮沢内閣不信任案の可決・衆議院解散。
- 7月18日 総選挙（自民党、過半数に届かず）
- 22日 日本新党、さきがけ、「並立制」を提案
- 27日 自民党も「並立制」を党議決定
- 28日 連立7党の「並立制」での合意
- 8月 6日 細川内閣成立
- 28日 連立与党が「政治改革」の骨格案  
(2票制、各250の並立制、政党助成600億円)
- 9月 3日 自民党の政治改革要綱の発表
- 10日 昨年の政治資金、史上3位の1740億円
- 17日 連立政府は、政治改革法案を国会に提出（政党助成414億円  
に減額）
- 11月16日 法案を修正（小選挙区は274人、比例代表は226人、政党  
助成309億円に減額）して、衆議院政治改革特別委員会で可決
- 18日 法案が衆議院を通過（自民・社会両党に「造反」議員がてる）
- 1994年1月 5日 連立与党が参議院での審議を強行
- 11日 参院政治改革委員会、本岡委員長を不信任
- 22日 参院本会議、政治改革法案を否決
- 26日 兩院協議会はじまる
- 27日 兩院協議会が決裂、互いの妥協案を拒否
- 28日 細川・河野会談で修正合意
- 29日 衆議院、参議院それぞれの本会議で可決。



## 政治改革法案

### なお残る問題点

2

連立与党と自民党は「小選区比例代表並立制の導入」では一致している。現行中選挙区制の下での抜本的な定数改正を掲げる共産党を除けば、大きな違いはないようだ。

いよいよ見

える。

しかし、選挙制度

は政界再編成

に見えても実は根深い。

◆仕組みと経緯

今国会に提出された政府

原案は総定数500で、そ

内訳は小選挙区、比例代

表各250。比例代表の選

挙区は全国一本だった。

小選挙区の定数は「二五」だ

とみていた。野党時代、公

開党と共に提出した案を

「選用制」に修正した際の

定数四七一、小選挙区三〇

断、「二七四」を提案し

た。四十七都道府県に定

○比例代表「七一」。比例代

た。

は受け入れなかった。

比例代表の選挙単位は、

一九九〇年の政府の第八次

選挙制度審議会答申、社公

案ともにブロック制で、妥

協は可能との見方があつ

た。トップ会議でもお互い

に、合意には至らなかつ

た。

比例代表の選挙制度は、

表の両方の要素を加味し

て、それぞれ二五〇にし

六などに修正し、衆院で可

決、参院に送られた。それ

までの「小選挙区と比例代

表の両方の要素を加味し

て、それぞれ二五〇にし

六などに修正し、衆院で可

## 政治改革法案

なお残る問題点

4

公費助成

「政治力が不足」の不透明な関係をたどるという趣旨から、政治個人向けの企業・団体献金を禁止し、そのかわりに、政党の活動資金の一部を公費全額で賄おうというのが、政府案の考え方だ。国会審議のなかで、助成額の算定基準の不備などの問題点が指摘された。しかし、そうしたにこたえる十分な議論がないまま、採決が近づいていく。

◆仕組みと経緯

政党への公費助成は、議会で「民主主義」と得票率に応じて各政黨に政府の予算から分配するが、これが五人以上か、議員がいて直近の総選挙か参院選で得票率が3%を超えた政党に限られる。公費全額で

## 公費助成

## 算定基準あいまい

自治相)と説明した。

論戦を通じて、まず、助成

の公費助成は國民一人あたり五百円（総額約六百億円）と決めた。ところが、野党や世論の反発を招いたことから、國民一人あたり三百三十五円（総額約四百十四億円）に減額して政府案に盛り込んだ。八九年から九年まで、政黨の本部、地方支部、政治家の政治団体が支出した額の約三分の一、という説明だった。

されば、法案の衆院通過時の細川護熙首相と河野洋平自民党総裁とのトップ会談で、自民党案の國民一人あたり二百五十分円（総額約三百九億円）に減額修正した。衆参両院の国会議員一  
人あたりになると四千円より生産的な経費に変わると超える額だが、減額の根柢などについては明確な説明がないままだ。

◆問題点

公費助成をめぐる国会の反して税金が政党助成に使

公費の使い道についても問題点が残ったまま。共産党的東中光雄氏は衆院本会議で「政党助成の算定基準には、高級料亭での会合費なども含んでいますが、それも國民に負担させるのか」とたたいた。細川首相は「含まれておらず、公費の使い道は限られていないことを事実上認めた。

共産党は「國民の意思に

使途限定せず／検査の適用外

公費助成を加えた議員活動 への国庫負担試算(選挙も含む)	
780万円	- 立法事務費
1200万円	- 文書通信交通滞在費
1900万円	- 公設秘書3人 (93年度議員秘書手当を国会 議員763人で割った金額。政策 秘書は今年1月から算用)
1900万円	- 選舉公務 (92年の参院選と93年の総選等で かかった選舉公務費を同選挙の候 補者の总数1595人に割った金額)
4050万円	- 公費助成 (助成金額309億円を国会議員 763人で割った金額)

どを義務付けているものの、立ち入りの検査などの適用対象とはしていない。これに対し、公認会計士らの組織であるTKC(全国政経研究会)の柴田圭造副会長は「調査されることは困るようなカネの使い方を容認する抜け穴を設けているのではないか」と指摘する。自治省は「自由な政治活動に対する公権力の介入を防ぐため」と説明しているが、算定基準とともに使途のチエックのあいまいさを示すものといえる。

このほか、一部の議者からは「比例代表で選ばれる議員は、小選挙区で選ばれる議員に比べ、政治活動に必要な費用は格段に少なくてすむはずなのに、助成額を算定するに当たって、単純に議員の数を反映させるのはおかしい」との指摘も出ている。

政治改革法案

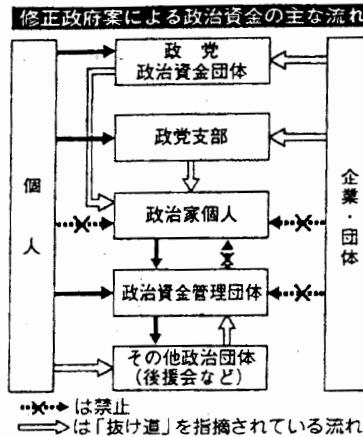
なお残る問題点

3

政治資金

卷之三

## 「ひもつき」なお可能



まれ、「企業が政党に献金したことは報告書でわかるが、そのカネが政治家に流れたことはわからぬ」と不備を認めた。

新制度が発足すると、大きな政党は小選挙区ごとに小所帯の支部を作る可能性が強い。参院政治改革特別委員会に出席した参考人は、こうした支部について「特定政治家の支配下

窓口は無制限に／公開基準後退も

か」と答えた。  
このほかにも、企業が社員をもって個人献金として寄付する方法が指摘されている。

政治団体の資金の取り扱いについては、衆院で否決された自民党案の方が厳しい面もあった。自民案は、派閥から政治家への資金配分をなくす狙いから、政治部門間の資金のやり取りを

入者の公開基準は、現行の「百万円超」から二千万円超になると、衆院選に該当する段階の修正で当初策の「五百万円超」よりは優遇した。企業・団体が社名などを大量購入することで、献金の受け渡しとなり得るだけに、より高い透明度が求められるはずだが、参院選では取り上げられていない。

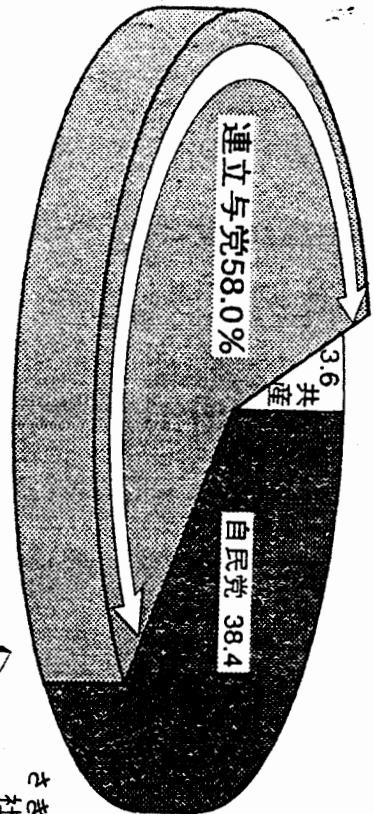
◆問題点  
分散処理を理由に、「適法に処理している」の一言で済んでしまって、それが必ずしも一見抜きのやうなことではない。

党から渡辺秀央元郵政相側に支出する方法で、実質的に支拂ひを二三部又別冊一冊に附す。

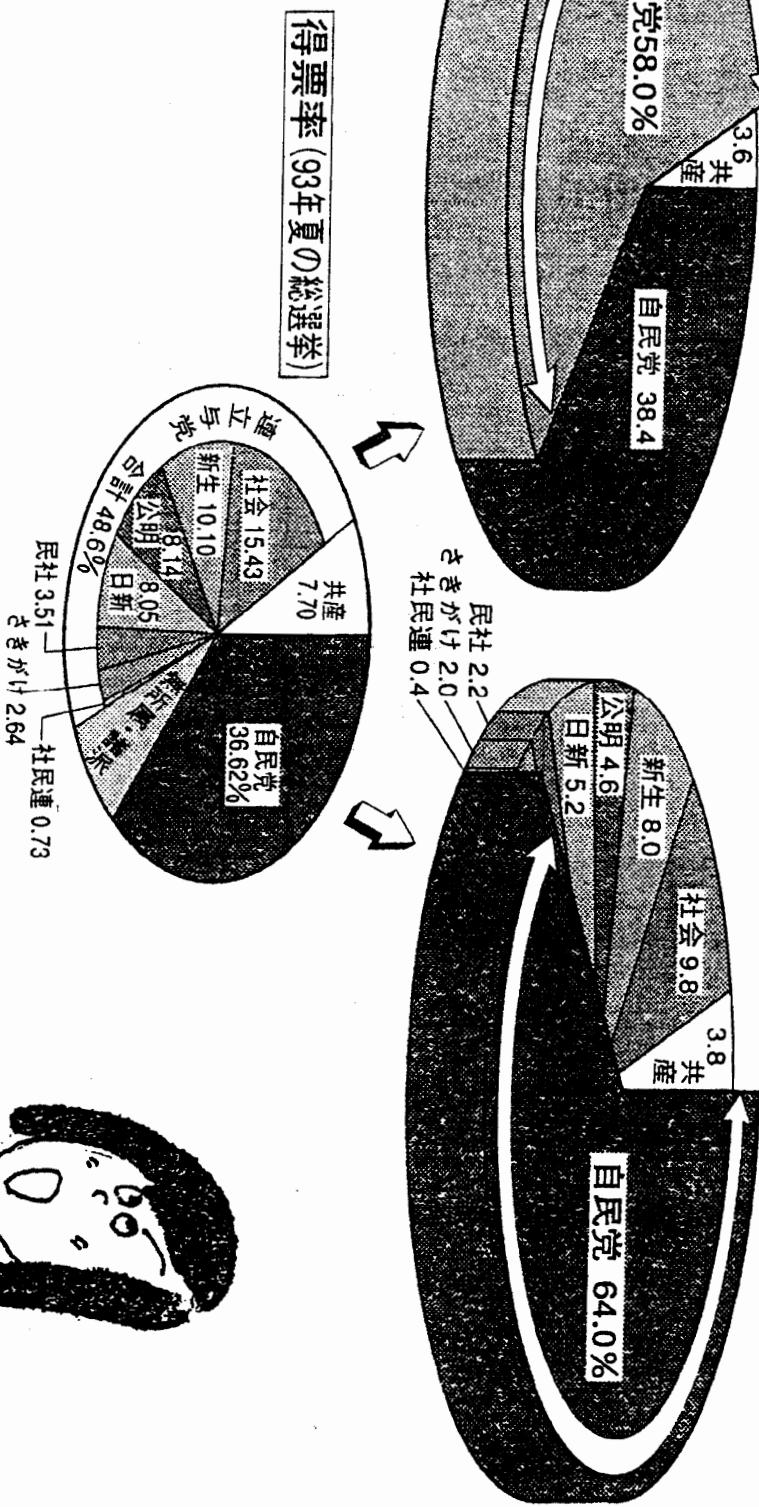
となり得る支部」と呼び、「ひもつき献金」がやり放

案では、個人献金を後援会

Ⓐ連立与党が一本化した場合の議席占有率



Ⓑ各党が個別にたたかった場合の議席占有率

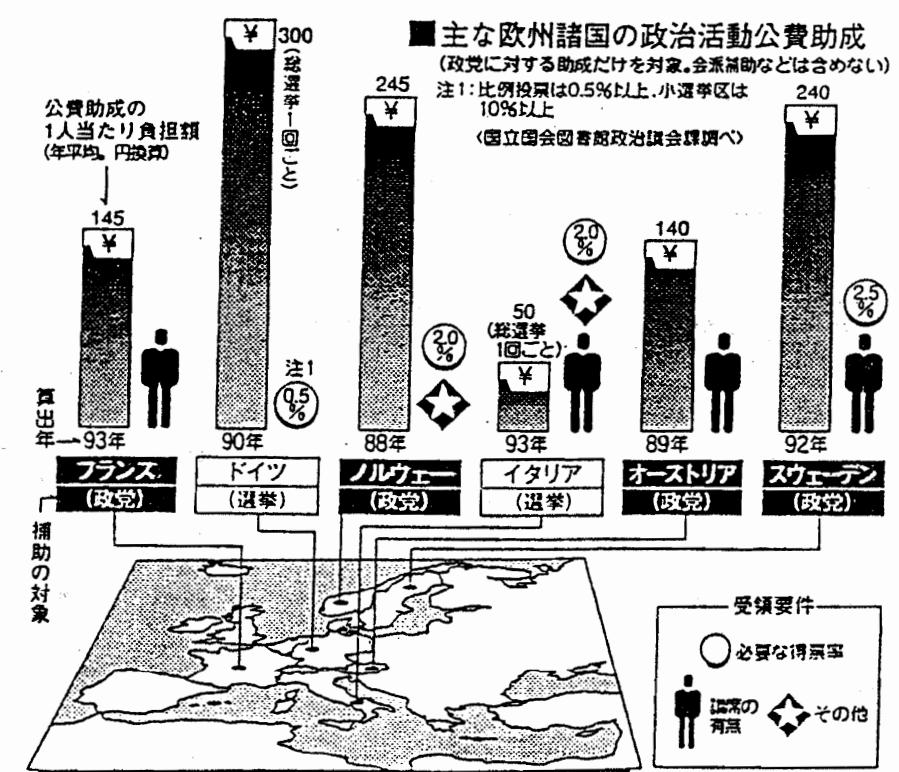
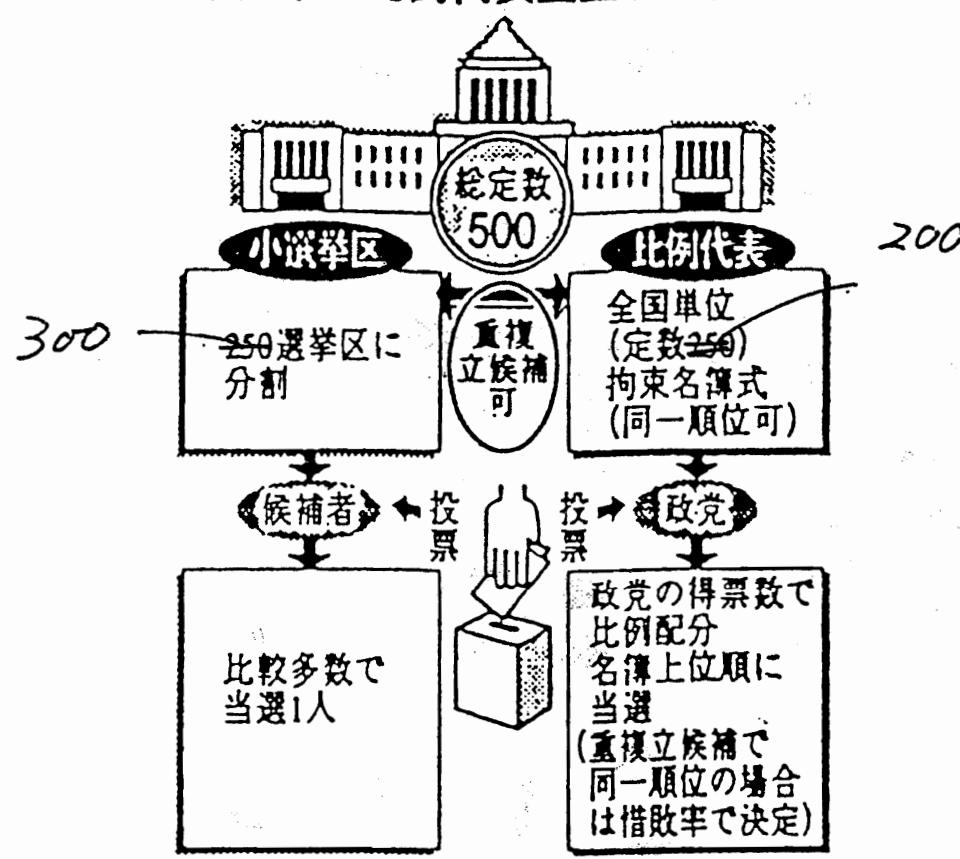


小選挙区・並立制				
	小選挙区一比例代表 (定数)	比例単位	企業・団体献金	
8次審 (90・4)	300—200 (程度)	ブロック (11)	政党・個人 とも容認	企業・団体献金
海部内閣 (91・8)	300—171	全 国	政党・個人 とも容認	企業・団体献金
自民党案 (93・10)	300—171	都道府県	政党・個人 とも容認	企業・団体献金
最終妥協案 (?)	300—200	ブロック (11)	政党・個人 とも容認	企業・団体献金
両院協提案 (94・1・27)	280—220	ブロック (7)	政党・個人(地 方議員に限定) 容認	企業・団体献金
政府修正案 (93・11)	274—226	全 国	政党に一本化 個人は「禁止」	企業・団体献金
政府原案 (93・9)	250—250	全 国	政党に一本化 個人は「禁止」	企業・団体献金

# 政党への公費

## 歐州諸国に見る

### 小選挙区比例代表並立制の仕組み





# 社元1人違反 12票差

1994年(平成6年)1月22日

朝日

三

東京

E14年3月28日第3種郵便物認可

# 政治改革法案不決



法案が否決された後の政府・連立与党首脳会議で、市川公明党書記長と小沢新生党代表幹事に頭を下げる村山社会党委員長。中央は久保社会党委員長  
=21日午後6時25分、国会内で

## 与党両院協開き成立期す

参院本会議は、二十一日午後三時から政治改革関連法案の討議を行ったあと記録が残った。連立与党が反対、さるに社会党の三

人が欠席した。野党では民労が五人が発言に反して賛成した。

くまでも今国会での法成立をめざす方針を確認。審法の規定に従って、衆院から

参院に両院協議会の開催を

求めるための手続きに入る方針を決めた。市川雄一公

くまで今国会での法成立をめざす方針を確認。審法の規定に従って、衆院から

参院に両院協議会の開催を

求めるための手続きに入る方針を決めた。市川雄一公

## 法案への危惧噴出

### 解説

五年じし

の政治改革

法案は、成立を賛(か)け

た最後の採決で「ん」挫

た。与野党でなほ打開の試

みは続(つづ)いたるが、これ

は、細川連立政権の意味を

否(ひ)定(てい)しかねない政治危機で

ある。

なぜ、こんなことになっ

たか。第一に、法案内容へ

の審問が結局、ぬくえなか

った。小選挙区導入は、大

政黨が有利になり、下手を

するが、その先に二党配

が再現するのではないか。

政黨間が結局、ぬくえなか

# 土井議長打開に動く



## 政治改革法案合意

細川首相、河野自民党総裁らとの会談終了後、退出する土井衆院議長=28日午後10時29分、衆院議長公邸

最終段階で乗り出した。するかをめぐって袋小路に、八日、土井たか子衆院議長、総裁のトップ会談が実現した。野党の思惑から妥協が成立した。急転回へのきっかけとなった土井たか子衆院議長のあっせん。細川首相と河野総裁は鷹長公邸から国会内、再び農農公邸へと雪の永田町を目指して動き回った。妥協に対し、まだ抵抗感を持つ良、社会両党にすんなり受け入れられるのかどうか。そして、國民は納得するのか。  
かー。国会内外はこの日、大きく揺れた。

## 自民・社会なお抵抗感

## 事態一転し妥協

に反対したとらぐ印を押さ  
れる」「内容は不満だが、  
結果として賛成せざるを得  
ない」などと合意受け入れ  
の意見が大勢を占めた。  
（上半段落をつづく）

**連立維持で受け入れ**

**社党** 内容は不満だが

連立維持で受け入れ

く可決賛成した。

・大柄なチエック模様のスリーブを着た土井謙長。共産党は「公正である」とき議長が該院の認払いをした」と反対討論で指摘した。土井謙長は両手をテーブルに突つ張った姿勢を変えない。採決。「アッ、トッ」といすの音が響き、多くの議員が立ち上がる。だがれが記憶する立しなかつたがを確認する間もなく、土井謙長は素早く

# 净化

1000

# 「魔界一転あいまい成立」



政治改革4法が成立し、土井衆院議長（左）にあいさつする右へ細川首相、武村官房長官、山花政治改革担当相=29日午後、国会

各区比例代表並立制。本当に政界浄化が進み、日本の政治が国民のものとなるのか!」臨時国会最終日となつた二十九日の衆参両院本会議。前夜のトップのトーナメント決勝はあつぱい、「賛成多數」で可決された。賛成者の起立を求めただけの「ブツジン」な採決方法が、自社両院投票する「造反者」の存在と党内離裂を覆い隠す。与野党間のあせんに動いた土井衆院議長。大幅な委嘱をのんだ細川首相。それぞれに残る想いがあるのか、手放しの喜びの表情はなかつた。議員たちは新たな「議席」に向けて走り出す。

# 亀裂隠す これで進

**亀裂隠す 起立**

# これで進む？ 政治净化

の小泉純一郎氏も松岡院本会議、衆院と同じく起立投票を示した。不満を表明した。その後、細川首相は議長に立候補が行われて否決、政治改革法は成立した。この後、社会党席に座ったままの議員が立入り、「二十二日の政治改革法は、否決時に反対した十七人、賛成した八人で、ちよこつと腰を崩さなかつた。

1000

# 政治改革4法成立

# 衆院は小選挙区比例並立制



参院本会議の政治改革4法の起立採決で、着席したままの議員が目立つ社会  
党席=29日午後5時50分

政治改革四法が成立したこと、憲法は小選挙区の区割りに移る。四法は区割りを定める選挙区法が施行されないと、新制度が実施できない仕組みとなっており、仮に衆院解散となつても選挙は現行の中選挙区制で行われることになる。

三十一日召集の通常国会で今回の与野党合意事項の修正処理、施行期日法制定がなされた後、細川首相は区割り案を作成する選挙区画定審議会の委員七人の選任作業に入る。できるだけ早く国会の同意を得て、審議会を発足させたい意向

## 画定審発足急ぐ

区割り案 小選挙区

あることがう区割り案の作成は今までかかる見込み。  
政府はこの勧告を受け、選挙区法案を作成、國会審議に付す。通常国会には間に合わず、この秋の臨時国会に提出する見通しだが、選挙制度改革に反対する勢力には選挙区法の審議が、「最後のとりで」となるだけに、再び紛糾することも予想される。

選挙区法成立後は一定の周知期間が必要となるが、審議会が区割り案を作成する六ヶ月の間に制度そのものの周知ができるといのが自治区の見方。区割り案も含んでいた海部内閣案は周知期間を三ヶ月としていたが、今回はかなり短縮されたが、今回の選挙は早くとも今秋となりそうだ。

細川連立政権が命運を絶たる政治改革調査四法が二十九日午後衆議院の本会議でそれぞれ連立与党、自民党などの賛成多数で可決、成立した。これにより一九四七年以來統いた衆院の中選挙区制は、小選挙区比例代表並立制に改められる。焦点は小選挙区三百の区割りに移つた。新たに政党に対する公費助成制度が導入されるほか、政治資金の規制強化など腐敗防止と、政党・政策本位の選挙を目的とした抜本的な改革となる。リクルート事件を契機に、歷代内閣が六年越しで取り組んだ改革はようやく実現した。最大の公約案達成した細川内閣の基盤は強化され、首相は立ち遅れていた景氣対策や外交など諸課題に全力で取り組む方針だ。同時に、政権の枠組みを含め、政界再編の流れはこれを機に大きくなつねりとなつう。(2~3、7、23面に関連記事、2面に政治改革4法要説)

# 自社から なお造反 細川政権の基盤強化

# 300の区割り焦点に

# 宮崎日日新聞

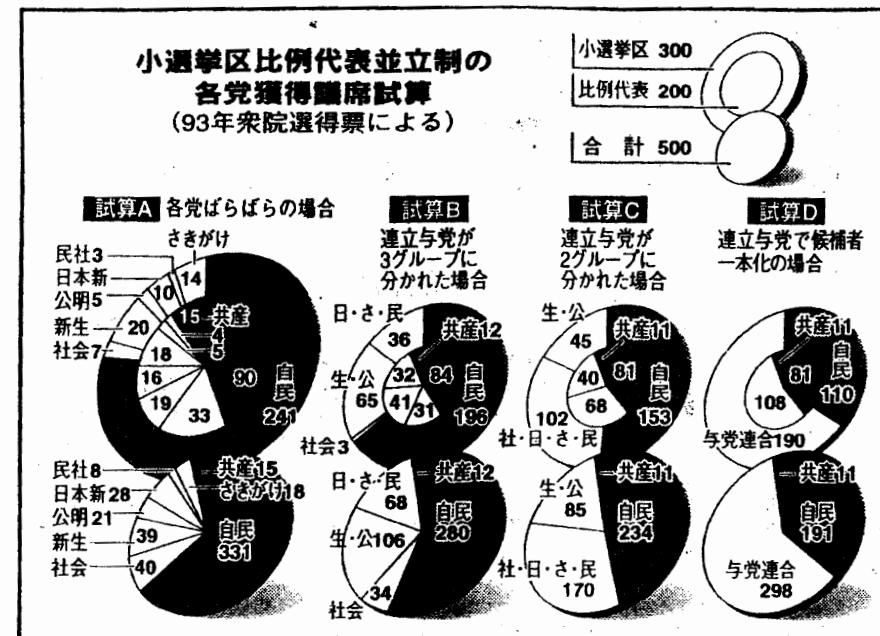
發行所 宮崎市高千穂通1丁目  
郵便番号 880-  
宮崎日日新聞社  
郵便振替口座 県民8-10521  
©宮崎日日新聞社 1994

The logo consists of the letters 'MP' in a bold, italicized font, enclosed within a thick oval border.



連立ばらばらなら自民圧勝

## 並立制で議席試算



# 2分化で過半数

○、比例代表は、衆院の選挙制度が小選挙区三〇、比例代表は一〇〇合計五〇〇の定数の小選挙区で比例代表並立制に変わることになったのに伴い、昨夏の総選挙での各党得票を、想定される小選挙区、比例代表に当てては、各党の予想獲得議席数を五日までに試算した。その結果、連立与党がほぼらばりに候補者を立てれば自民党は小選挙区、比

立候補が対抗策として選挙協力をしても集約が三百八十分台議席を獲得するに至れば、自民党の三百八十台議席を奪う事が明らかになつた。ところが、三グループから三グループに選挙協力・新競争づくりが進めば、連立側は過半数を制し、さらに一本化に成功すれば三百近くまで議席が伸びることも判明した。いずれの場合も共産党は小選挙区では議席を獲得できない試算になつた。本県小選挙区では議派別獲得議席試算では、どのケースをとっても自民の三議席席独占となつてゐる。

公明、民社各党は一けた台の惨敗、共産党はゼロとなる。  
半面、比例代表選挙では各党の得票率を反映して議席が分配されるため、自民党が九十議席あるのに対し、連立側は合わせて九十議席と自民党を上回ることになる。

の選挙区で候補者擁立の構えをみせている社会党を二グループ、残る日本新、民社、さきがけ三党を一群とした三グループでの試算B、新生、公明兩党と残る四党の二グループでの試算Cを行った。

連立側を二グループとし、た試算Cでは、小選挙区で自民党は百五十三議席、連立側は二グループで計百四

【連立与党が別々に選舉権】試算A 小選挙区では定数も多い得票を得た一人だが、これが当選するので、昨年の議席で過半数を割った自民黨選挙で過半数を割った自民黨も、小選挙区では定数一百〇〇のうち約八割の二百四十一議席を獲得する。他へ、連立側で議席を二けた時に乗せられるのは新生、さきがけ、日本新の三党までで、既成政党の社会

三〇〇の小選挙区定数は、まず各都道府県に一人ずつ配分、残りを一九九〇年国勢調査の人口に比例して配分。区割り、ブロック分けは第八次選挙制度審議会審査に從った。

場合はその得票の主な部分を占める議員の動向を考え、して帰属政党を割り振り、社民連も同様に処理した。ただし、試算Dでは主な所屬候補者の得票はあらかじめ自民系、連立与党系ぞれぞれに算入した。

比例代表部分の二〇〇は、一一ブロックごとに各党的合計得票をドント計算して議席を決めた。社民連、諸派、無所属の得票は集計から除外した。

Aでは自民党は全国集計方式に比べ十議席を増やす。

## 官僚主導「福祉稅」

連立自民第一の社会党の抵抗と世論の猛反発で、二夜でいたん白紙撤回された政府の「国民福祉税」導入方針。唐突ともいえる新税導入方針の舞台裏を追うと、政改をきっかけに影響力を増した大蔵官僚と連立自民の実力者、小沢一郎が、新生児代表幹事らの突出ぶりが浮かび上がる。「脚本家」とも言われる今回の福税案、大蔵省演出・小沢一郎氏、主演・細川護熙首相とともに、撤回されたとはいっても、税制という最重要政策の一の「密室」での決定に批判的である。

が沸き上がっている。

細川内閣支持率七四%  
に回復」。全国緊急世論調査結果が毎日新聞などの朝刊一面に掲載された。今月一日午後九時十二分、大蔵省の高藤次郎事務次官、鷹沢恭助主計局長ら幹部が首相官邸を訪ねた。会談は約四十分。官邸を出る際、鷹沢局長は「平成六年度予算についての話をした。厳しくやるので応援して下さい」と話したら、総理は「その方向でやって下さい」と言つていた」と話した。関係者は「小沢氏は東京・赤坂の料理屋で高藤次郎と会った。この会談で福祉

税についての数字抜きの原案が細川首相に示されたと  
いう。しかし、肝心の「引き上げ率七七%、三年後実施」という最終案を武村正義官房長官や鷹山由紀夫官房副長官が知ったのは二日夕。攻防が表面化したのは税制方針決定当日の三日未明だった。

きつちりと詰めた』（小沢氏の側面）とされる。

税制改正をめぐり小沢、斎藤両氏が連携したのはこれが初めてではない。湾岸戦争（一九九一年一月）を機に、国際貢献のありかたについて議論が高まつた九一年暮れの予算編成時、自由党下院会長代行だった小沢氏は斎藤氏（当時主計局長）との二人三脚で「國際貢獻税」（仮称）構想を提案した。だが、党制調査会の頭越しの提案たため、「民主的な手続きを

税制改正をめぐり小沢、斎藤両氏が連携したのはこれが初めてではない。湾岸戦争（一九九一年一月）を機に、国際貢献のありかたについて議論が高まつた九一年暮れの予算編成時、自由党下院会長代行だった小沢氏は斎藤氏（当時主計局長）との二人三脚で「國際貢獻税」（仮称）構想を提案した。だが、党制調査会の頭越しの提案たため、「民主的な手続きを

今回も大蔵省に「財政改革のためには、垂れ流しの赤字国債の発行は絶対に許さない」とする固い方針を立した先月二十九日以降、大蔵省は課長補佐クラスまで動員、社会党を中心とした与党幹部らと接触した。白紙撤回が決まった四日も大蔵省内では「強気」とも取れる発言が自立った。『急ぎすぎた面はあるかも知れない。だが、『減税は

連立政権発足後の昨年八月から、斎に噴き出した。斎藤次官も同年七月三十日の記者会見で「湾岸戦争の時に出した短期の政府保証債のよう」に増税という担保があれば、政策としてあります。つなぎの国债であれば赤字国债ではない」と発言した。

不況の深刻化もあって昨年暮れ、政治改革優先か景気対策かの論議の中、連立与党内に減税（消費税率アップを切り離す）考えが浮上した。その時、大蔵官僚は、「大蔵官僚が敷いたレ

森義明・自民党幹事長は、「連立政権には政策決定面でいろいろ無理がある。だから官僚主導になる」と摘する。また、社会党の大出俊院議員も「大蔵省がある党とやり取りして政府案としてのむすびにねじ込んだ。自民党政権の時代も物ことは密室で決まつていて、またが、まだ省内にものを言えた。だが、連立政権は基盤が弱い分、官僚たちのやり方は悪くなつた」と語る。

脚本・大蔵、演出・小沢氏

# 氣

を広く国民に考えてもらおう  
契機になつたのではない  
か」とある幹部。別の幹部は  
も「増減税の一体処理は  
対する」という立場は今後  
とも重く」と言い切つた。  
国民の反発を恐れ、一時  
はターミのよみがつた。

新唐物語

1994年(平成6年) 2月3日 木曜日 毎日

与党代表者會議

政府の経済対策の柱として、題について連立与党は三回に亘る大詰めの協議を行ない、兆円規模の大規模な所得控除を実現するに、その財源も明確にしてしまった。しかし、社会党は消費増税の一括処理に反対する立場を堅持して、党内には三年後に消費増税の目的的新税を導入するための確保する案が急浮上し、社会党は同日の政府与党首脳会議で合意できるかどうかを示す見通しになつた。

なる所徴税減税の財源問題  
日午後、代表者会議を開く  
社会党を除く各党は七  
税減税を実施するかわり  
べきだと認識して一致し  
費税率引き上げにつなが  
抵抗、調整は難航した。与  
党に代わり税率七%の福祉  
上で所徴税減税の財源を  
費税を含めた各党がこの  
が焦点になり、最終的に  
云議で細川護熙首相が決断  
と党内では、新生党をば  
じめ社会党以外の各党が  
責任ある対応をすべきだ  
との考え方まとった。こ  
れに対し、社会党の村山  
市委員長は同日夕、首相と  
会い、「増減税の一體処理  
は認められない」との考え方  
を改めて伝えた。  
代表者会議はいつたん休  
憩、社会党が政務委員会を開くなど各党が党内調整を行  
い、新生党は対応を小沢一郎代表幹事に一任した。  
代表者会議は午後六時すぎ  
から再開されたが、主張は

平行線をたどり、約三十分で協議を打ち切り、与党代表者が首相に各党の考え方を説明、首相に最終判断をゆだねた。これを受けて社会党は中

中央執行委員会を開き、最終的な対応を決める。

決算すれば、所得税、住民税合わせて、3兆円の減税が今年一月にさかのぼって実施されることになり、当面の財源は短期の赤字国債で埋まる見通しだ。

# 福祉目的の新税案



第34回 憲法と平和を考えるつどい

一票の重みをとおして考える



# 「政治改革」と国民主権

小選挙区制、「政界再編」、二大政党論、「マスコミ権発言」等々の意味するもの

講師 小栗 実 鹿児島大学助教授（憲法学）

マスコミ等の大手の予想に反して、小選挙区制を含む政治改革関連法案は参議院で否決されました。この間、「政治改革」の名の下に、日本の政治の在り方に根本的な影響を与えかねない小選挙区制の導入が、連立与党はもとより、マスコミもこれに加わって、これなくしては政治はかわらないといった前提でキャンペーンがなされてきたように見えます。また、これに関連して、政界再編、二大政党制が論じられていますが、その意味するものはなんでしょうか。

今回は、憲法学者である小栗先生に、憲法の原点である国民主権の観点に立って、今の政治の動きを改めて整理してお話ししていただく予定です。

なお、先生は「『大嘗祭=公的性格論』批判」「企業献金と政治資金」等の論文を書かれており、また、鹿児島大嘗祭訴訟を支援されています。

日 時 1994年2月11日(金) 午後1時30分～3時30分

場 所 宮崎市中央公民館 大会議室(浄土江町、宮崎女子高北隣)

☆☆☆ どなたでも参加できます(資料代300円) ☆☆☆

共 催 宮崎民主法律家協会、日本科学者会議宮崎支部  
連絡先 宮崎中央法律事務所(☎0985-24-8820)